

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

税務行政につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税の対象となる資産には、土地や家屋のほかに事業のために用いる償却資産があります。償却資産を所有している方は、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになります。（地方税法第383条）

つきましては、この手引を参照し、申告書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

申告書提出期限 令和6年1月31日（水）

●提出方法

窓口 三芳町役場 1階 税務課 資産税担当

郵送 〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町役場 税務課 資産税担当宛て

※受付印を押印した控えの返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

電子申告 eLTAX ホームページへのアクセスは下記の URL よりご確認ください。

《電子申告のご案内》

三芳町では、地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)を利用して電子申告することができます。対象業務は、

- ・法人町民税
- ・個人住民税（給与支払報告書及び公的年金等支払報告書など）
- ・固定資産税（償却資産）

となっております。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、当町のホームページでご確認ください。

三芳町: <https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>

eLTAX: <https://www.eltax.lta.go.jp/>



埼玉県 三芳町

目次

※ 提出方法	1
1 償却資産とは	3~5
(1) 種類別償却資産の具体例	3
(2) 業種別償却資産の具体例	4
(3) 申告誤り等をしやすい資産	5
(4) 家屋の賃借人が取り付けた付属設備の取り扱い	5
2 償却資産の申告について	5~6
(1) 申告方法と提出書類	5
(2) 申告の対象となる資産	6
(3) 申告の対象とならない資産	6
(4) 少額の減価償却資産の取り扱い	6
3 償却資産の評価について	7~8
(1) 固定資産税における償却資産の評価方法	7
(2) 耐用年数に応ずる減価率表 (r)	7
(3) 非課税および課税標準の特例の適用を受ける資産	7
(4) 課税標準の特例の例	8
4 一般方式による申告書記載例	9~11
(1) 償却資産申告書 (償却資産課税台帳) の記載のしかた	9
(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記載のしかた	10
(3) 種類別明細書 (減少資産) の記載のしかた	11
※ 現地調査について	12
※ 申告にあたっての注意点	12
※ 申告の前にご確認ください	12

1. 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは

土地、家屋以外の事業用資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入される資産です。ただし、無形減価償却資産や自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である軽自動車等は除きます。

(1) 種類別償却資産の具体例

下の表は、主な種類別償却資産の例示です。

種 類	細 目
1 構 築 物 建物附属設備	門 塀 舗装路面 煙突 広告塔 打込井戸 緑化施設 庭園 配管 設備 屋外給排水設備 受・変電設備 自転車置場 プロパン庫 外灯 看板 フェンス 駐車場設備 簡易間仕切り 屋外消火栓 等
2 機 械 及 び 装 置	旋盤 ボール盤 フライス盤 単能機 プレス機 研磨機 溶接機 射出成型機 コンプレッサー ボイラー 印刷機 結束機 包装機 建設機械 ドライクリーニング機 冷凍機 ミシン 精米機 大型特殊自動車（分類番号が「0」「00～09」「000～099」のもの等
3 船 舶	砂利採取船 モーターボート 等
4 航 空 機	飛行機 ヘリコプター グライダー 等
5 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「9」「90～99」「900～999」の車両） 構内運搬車 フォークリフト 等
6 工 具 器 具 及 び 備 品	机 椅子 コピー ロッカー レジスター 冷暖房機 医療機器 理・美容機器 自動販売機 厨房用品 家具 電気製品 カーテン 陳列ケース じゅうたん パソコン 金型 等

※詳しくは、税務課資産税担当までお問い合わせください。

(2) 業種別償却資産の具体例

下の表は、業種別の主な償却資産の例示です。

業 種	資産の名称
各業種共通	駐車場整備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門、塀、緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、プロパン庫、外灯、看板、屋外給排水、ごみ置場、自転車置場、看板、フェンス等
駐車場事業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面、駐車場料金精算機、看板、フェンス、外灯、車止め、屋根、側溝等
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、地下槽、照明設備、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
小売店、飲食店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、室内装飾品等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等

※詳しくは、税務課資産税担当までお問い合わせください。

(3) 申告誤り等をしやすい資産

電気設備等	受変電設備, 中央監視制御装置, 自家発電設備, 蓄電池設備, 屋外電気設備は電気設備として経理処理されている場合がありますが課税対象となります。
工場等の動力配線設備	工業用水道, 動力配線設備は特定の生産または業務用設備ですので課税対象となります。
飲食店、病院等の厨房設備	一般的に家屋として評価する流し台がホテル等の厨房設備の一部である場合は償却資産として課税対象となります。
福利厚生施設で使用されている資産	駐車場アスファルト舗装, 門, 塀, 側溝, 緑化施設, 看板等の間接的に事業の用に供するものである為課税対象となります。

(4) 家屋の賃借人が取り付けた付属設備の取扱いについて

貸しビルのテナントなど、家屋の賃借人が取付けた付帯設備（電気・給排水・ガス・空調設備等）及び内部造作で、その設備等が事業の用に供されている場合には、賃借人が償却資産として申告してください。（地方税法第 343 条第 10 項）（三芳町税条例第 53 条第 8 項）

2. 償却資産の申告について

(1) 申告方法と提出書類

三芳町内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産を所有している方は、令和 6 年 1 月 1 日現在所有している償却資産について申告してください。

申告する方		申告する資産	提出書類
前年度までに申告されている方	資産の増加あり	増加した資産について申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> * 償却資産申告書（緑色） * 種類別明細書 増加資産・全資産用（緑色）
	資産の減少あり	減少した資産について申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> * 償却資産申告書（緑色） * 種類別明細書 減少資産用（赤色）
	資産の増減なし		<ul style="list-style-type: none"> * 償却資産申告書（緑色）
初めて申告される方		全資産を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> * 償却資産申告書（緑色） * 種類別明細書 増加資産・全資産用（緑色）

※「償却資産申告書」「種類別明細書」の用紙は、三芳町のホームページからダウンロードすることができます。

※申告書等の記入方法について、P9～P11 をご参照ください。

(2) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。なお、次に掲げる資産についても申告が必要となります。

- ① 法定減価償却済みとなっても、事業の用に供しているもの。
- ② 中小企業者等の少額減価償却資産の取扱い。租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度で損金算入又は必要経費算入が認められる資産についても、固定資産税では課税対象となりますので、償却資産として申告が必要です。
- ③ 簿外資産として取扱われていても事業の用に供しているもの。
- ④ 建設仮勘定として経理されている資産で、1月1日現在使用しているもの。
- ⑤ 資産の所有者が他の者に貸付けて事業の用に供されているもの。
- ⑥ 割賦買入資産で、割賦金の完済していない資産であっても既に事業の用に供しているもの。
- ⑦ 遊休、未稼働状態の資産であっても事業の用に供しているもの。
- ⑧ 社宅用、宿舍用、寮用の資産で減価償却できる資産。

(3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（小型フォークリフト等）
- ② 無形減価固定資産（特許権、ソフトウェア、営業権等）
- ③ 繰延資産
- ④ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの。

(4) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	償却方法	固定資産税（償却資産）の取扱
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却（※2）	申告対象外
		個別減価償却	申告対象
	20万円以上	個別減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	一時損金算入（※1）	申告対象外
		3年間一括償却（※2）	申告対象外
		個別減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却（※2）	申告対象外
		個別減価償却	申告対象
	20万円以上	個別減価償却	申告対象

（※1）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（※2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

3. 償却資産の評価について

(1) 固定資産税における償却資産の評価方法について

取得価額を基礎とし、耐用年数に応ずる減価率と取得後の経過年数を考慮して評価額を求めます。

r：耐用年数に応ずる減価率

○前年中に取得した資産……簡便償却法を採用し、初年度2分の1の償却計算をする。

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - 1/2 \times r)$$

○前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - r)$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価し、その額が最低限度となります。

(2) 耐用年数に応ずる減価率表（r）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	10	0.206	18	0.120	26	0.085	34	0.066
3	0.536	11	0.189	19	0.114	27	0.082	35	0.064
4	0.438	12	0.175	20	0.109	28	0.079	36	0.062
5	0.369	13	0.162	21	0.104	29	0.076	37	0.060
6	0.319	14	0.152	22	0.099	30	0.074	38	0.059
7	0.280	15	0.142	23	0.095	31	0.072	39	0.057
8	0.250	16	0.134	24	0.092	32	0.069	40	0.056
9	0.226	17	0.127	25	0.088	33	0.067	41	0.055

(3) 非課税および課税標準の特例の適用を受ける資産について

償却資産の中には、地方税法第348条、同法附則第14条の規定による「非課税資産」、地方税法第349条の3と同法附則第15条の規定によって「課税標準の特例の適用を受ける資産」があります。当該対象となる資産は、必ず種別明細書の摘要欄に適用条項を明記してください。当該適用を受けるものは、「非課税届出書」又は「課税標準の特例に係る届出書」を作成し、添付書類と共に提出してください。なお、既に「届出書」を提出している資産については、資産の内容に変更のない限り改めて提出する必要はありません。

※「届出書用紙」は、三芳町のホームページからダウンロードすることができます。

(4) 課税標準の特例の例

適用条項		資産の種類	特例の内容	取得時期	添付書類
	項				
地方税法附則第十五条	第二十六項一号	再生可能エネルギー発電設備 (自家消費型) (わがまち)	新設3年度分 価格の2/3 (太陽光1000KW未満)	令和2年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日	・再生可能エネルギー事業者支援 事業費補助金交付決定通知書等
	第二十六項二号		新設3年度分 価格の3/4 (太陽光1000KW以上)		
附則第六十四条		先端設備導入計画認定設備 (わがまち)	新設3年度分 固定資産税が零	令和3年 4月1日 ～ 令和5年 3月31日	・先端設備導入計画認定を受けた 計画の写し ・先端設備導入計画認定書の写し ・工業会等からの証明書の写し ※リース契約書の写し ※固定資産税軽減額計算書の写し ※はリース会社が申告をする場合 のみ
法附則第十五条	第四十五項	先端設備導入計画 認定設備	新設3年度分 1/2 ※賃上げ表明の場合 ・新設5年度分 1/3 (取得～R6.3.31) ・新設4年度分 1/3 (取得～R7.3.31)	令和5年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日	・先端設備等導入計画に係る認定 書等申請書類 ・認定経営革新等支援機関が発行 する投資計画に関する確認書 ※賃上げ方針を表明する場合 ・従業員への賃上げを表明したこ とを証する書面

※ わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の対象となる資産について、三芳町税
条例により課税標準額の特例割合を定めました。

※ 先端設備導入計画の申請等については、観光産業課商工観光担当へお問い合わせ
してください。

※ 「先端設備導入計画」の申請・認定までに、工業会の証明書が取得できなかつ
た場合でも、認定後から賦課期日（1月1日）までに誓約書及び工業会証明書
を追加提出することで固定資産税の特例を受けることが可能です。

※ 先端設備の特例について、令和5年4月1日取得以降は特例率等が変わります。

※ 上記以外にも課税標準額の特例があります。又地方税法の改正によりその内容
に変更が生じる場合もありますので詳細については担当までお問い合わせくださ
い。

償却資産申告書の記載のしかた

第二十六号様式 (提出用)

令和6年1月31日

令和6年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

受付印

(あて先) 三芳町長

所有者コード

8000001

所有者	① (ふりがな) 住所 〒354-0041 さいたまけんいるまぐみよしまちおおあざふじくぼ 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1 (電話049-258-0019)	③ 個人番号又は法人番号		⑧ 短縮耐用年数の承認	有 (無)
	② (ふりがな) 氏名 みよしきんぞくこうぎょう 三芳金属工業株式会社 代表取締役 三芳 太郎 (屋号)	④ 事業種目 (資本金等の額) 金属加工機械製造 (30百万円)	⑤ 事業開始年 月 平成 4年 8月	⑥ この申告に回答する者の係及び氏名 経理部 三芳 花子 (電話049-258-0019)	⑨ 増加償却の届出
		⑦ 税理士等の氏名 三芳 一郎 (電話049-274-1005)		⑩ 非課税該当資産	有 (無)
				⑪ 課税標準の特例	有 (無)
				⑫ 特別償却又は圧縮記帳	有 (無)
				⑬ 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
				⑭ 青色申告	(有)・無

⑧ ~ ⑭ 該当する方を○で囲んでください。

資産の種類	取得価額			
	前年以前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置	3 400 000	2 900 000	3 050 000	3 550 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品			210 000	210 000
7 合計	3 400 000	2 900 000	3 260 000	3 760 000

⑮ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
①三芳町大字藤久保1100-1
②三芳町大字北永井359-1
③三芳町大字上富1279-3

⑯ 借用資産 (有)・無)
貸主の名称等
東京都板橋区〇〇1-1-1 (株)みよしリース

⑰ 事業所用家屋の所有区分
自己所有 借家

⑮ 資産の所在地を記載してください。2力以上ある場合は主たる所在地を①に、その他②③に記載してください。

⑯ 借用資産(リース資産)の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」の場合には、貸主の住所、氏名を記載してください。

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価額 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

記入不要

ただし、電算処理により申告書を作成される場合は記入してください。

備考 (添付書類等)

前年度の資産の異動がない場合は「増減なし」、新たに事業を開始され該当する資産をお持ちでない場合は「該当資産なし」と記載して提出してください。

消印	受付簿	控送付	異動	確認
/		/	物件宛名	

⑰ 該当する方を○で囲んでください。

すべての書類について、※のところは記載しないでください。

- ① 住所 (又は納税通知書送付先) 及び電話番号を記載してください。
- ② 氏名を記載してください。
- ③ 個人番号又は法人番号を右詰で記載してください。
- ④ 事業の種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては資本等の金額も記載してください。
- ⑤ 三芳町で事業を開始した年月を記載してください。
- ⑥ この申告について直接応答出来る方の氏名を記載してください。
- ⑦ 税理士等に経理を委託している方は、その氏名、電話番号等を記載してください。

種類別明細書(増加申告・全資産用)の記載のしかた

所有者コード		種類別明細書 (増加資産・全資産用)										所有者名						
8000001		令和6年度					三芳町					1枚のうち						
												三芳金属工業(株)						
												1枚目						
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 *漢字も入力できます	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	原 価 残 存 率	価 額		課 税 標 準 の 特 例	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			十 億	百 万			
01	2		フライス盤	1	R	3	4					10	0				①・2 3・4	3000206の改良費
02	2	記入	コンプレッサー (64型)	1	H	2	9	4	1	500	000	10	0	記入			1・2 3・4	申告もれ
03	2		プレス機AO1	1	H	2	0	2	1	000	000	10	0				1・2 ③・4	移動受入 旧耐用年数12年
04	2	不要	旋盤	1	R	3	9					4	0	不要			1・2 3・4	中古品取得 見積耐用年数
05	6		応接セット	1	R	3	8					8	0				①・2 3・4	
(資産の種類)				小 計	5				3	260	000					(増加事由)		

1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機
5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品

(取得年月) 資産を実際に取得した年月を記載してください。

(増加事由)
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受入
4 その他

この用紙には、前年中に新たに取得した資産及び前年度までに申告もれになっていた資産を記載してください。

- ① 取得価額 当該資産の取得価額を記載してください。なお、取得価額とは償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいい、据付運送料、手数料等直接要した費用を含みます。
- ② 耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6」に掲げる平成20年改正後の耐用年数を記載してください。平成19年以前の取得の資産で耐用年数の変更があった資産を追加申告する場合は、03行の例にならって耐用年数を記載してください。
- ③ 摘要 申告もれ資産、課税標準の特例が適用される資産、中古見積耐用年数を適用している資産等、資産の価格決定について必要な事項がある場合は、その旨摘要欄に明記してください。

第二十六号様式別表一(提出用)

種類別明細書（減少資産用）の記載のしかた

※ 所有者コード ※		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		枚のうち							
		令和 6 年度					三芳町					三芳金属工業(株)		枚目							
行 番 号	① 資 産 の 種 類	② 抹消コード							④ 数 量	⑤ 取得年月			⑦ 取 得 価 額	⑥ 耐 用 年 数	※ 申 告 年 度	⑧ 減少の事由及び区分			⑩ 摘 要		
		1	2	3	4	5	6	7		年 号	年	月				1 売却	2 滅失	3 移動		1 全部	2 一部
01	2	3	0	0	0	1	0	9	1	H	1	6	8	900	000	1	0	1・2・③・4	①・2	東京工場へ移動	
02	2	3	0	0	0	2	0	5	2	H	1	6	3	1	500	000	1	0	1 ②・3・4	①・2	
03	2	3	0	0	0	3	0	3		H	1	7	7	500	000	1	0	1 ②・3・4	1 ②	1/2除却	
04																		1・2・3・4	1・2		
小 計													2	900	000						

第二十六号様式別表二（提出用）

前年度までに取得した資産のうち令和6年1月1日までに、売却、滅失、他市町村への移動等の理由で、資産が減少した場合に記載してください。

- ① ~ ⑥ までについては、同封の種類別明細書（前年度までに申告された全資産が打ち出してあります。）に基づいて記載してください。
- ⑦ 取 得 価 額 資産の一部が減少した場合は、減少分相当の取得価額を記載してください。
- ⑧ 減 少 の 事 由 該当するものを○で囲んでください。なお「1 売却」の場合にはその売却先の名称を、「3 移動」の場合には移動先の名称を、「4 その他」の場合にはその事由を摘要欄に記載してください。
- ⑨ 減 少 の 区 分 該当するものを○で囲んでください。なお「2 一部」に該当する資産については、減少相当分の数量と取得価額を記載してください。
※数量1が一部減少した場合、数量は記載しないでください。 (例) 行番号03
- ⑩ 摘 要 減少の事由、移動先等の名称を記載してください。

※ 現地調査について

町では、提出していただいた償却資産の申告書をもとに、地方税法の規定（地方税法第 353 条、同法第 408 条）に基づき実地調査をしています。

この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、事業に関する帳簿書類（固定資産台帳、決算書類及び税務書類等）を拝見させていただき、申告内容との照合・確認等を行うものです。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及する（地方税法第 17 条の 5 第 5 項及び第 7 項）こととなりますので、あらかじめご承知おきください。

※ 申告にあたっての注意点

- ※ 正当の理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第 386 条及び三芳町税条例第 74 条第 1 項により過料が科されます。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることもあります。
- ※ 前年度と資産の増加、減少等の申告の内容に変更がない場合にも申告は必要です。「資産の増減なし」と申告書の備考欄に記載してください。
- ※ 前年度免税点未満、本年度免税点未満（課税標準額 150 万円未満）と思われる場合にも申告は必要です。
- ※ 申告すべき資産のない方、廃業等で事業をやめられた方については、その旨を申告書の備考欄に記載してください。（例：令和〇年〇月〇日廃業又は、該当資産なし等）来年度から申告書の送付はありません。以降、新たに資産を取得された場合は再度ご連絡ください。

※ 申告の前にご確認ください

- 申告書の所有者欄に応答者氏名・連絡先は記載されていますか。
- 資産の種類、取得価額、取得年月、耐用年数は記載されていますか。
- 市（区）町村内における事業所等資産の所在地は記載されていますか。
- 氏名（名称）、住所（納税通知書送付先）に変更があった際には備考欄に記載して下さい。
- 申告書控えを希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

提出先・問い合わせ先

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町役場 税務課資産税担当

TEL：049-258-0019（内線 135～138）

Fax：049-274-1050

ホームページ：<https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>